

令和 8 年 4 月 1 日
西日本高速道路株式会社

調査等における入札時の内訳書の提出について

西日本高速道路株式会社では、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除及びダンピング受注の防止を目的として、工事に加え調査等において、入札時又は見積時に入札書又は見積書とともに、調査等費内訳明細書の提出を求めることとしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 対象とする調査等

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知又は見積方通知する調査等（ただし、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式及び特命契約、並びに契約制限価格が 4 0 0 万円以下の調査等は除く。）

なお、すでに公告等手続きを開始している調査等は、公告、指名通知又は見積方通知に記載の内容に従ってください。

2. 入札時に新たに提出を要請する資料

入札書又は見積書に加え、従前、契約締結後に提出することとしていた、調査等費内訳明細書又は単価表の提出を入札時に要請します。

※ 単価表又は調査等費内訳明細書が**未提出の場合**、若しくは入札者に対する指示書又は見積者に対する指示書の「5.1. 調査等費内訳明細書の**不備が著しい場合**」に該当する場合は、**無効の入札又は見積として取り扱います**のでご注意ください。

▼入札者に対する指示書又は見積者に対する指示書（抜粋）

5.1. 調査等費内訳明細書の不備が著しい場合

調査等費内訳明細書の不備が著しい場合とは、以下の場合をいいます。

(1) 調査等費内訳明細書の書類に不足等がある場合

- イ) 調査等費内訳明細書の一部のページが抜けている場合
- ロ) 他の業務の調査等費内訳明細書や無関係な書類が提出された場合
- ハ) 電磁的記録媒体にデータが入っていない場合又は無関係なデータが入っている場合

(2) 記載すべき事項が欠けている場合

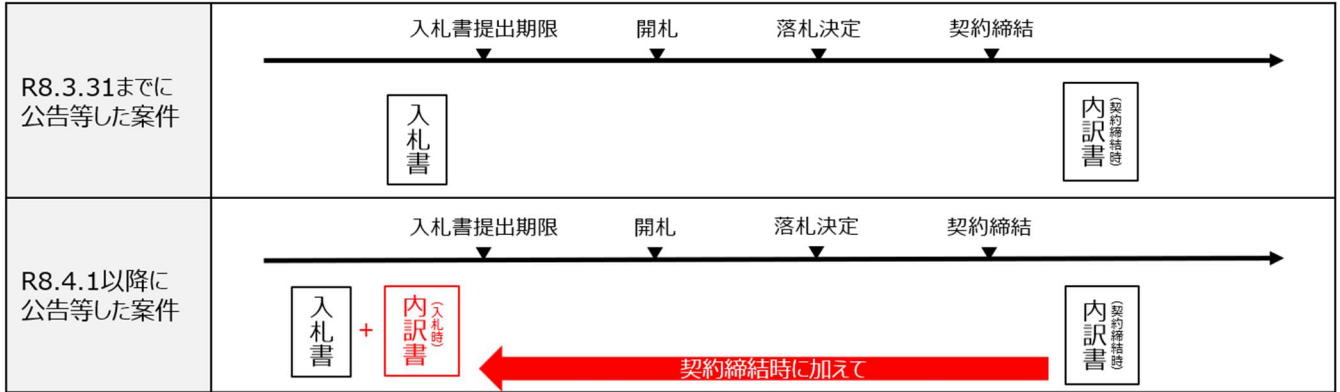
- イ) 数量、単価、金額等の項目に空欄がある場合
- ロ) 入札者に対する指示書で指示された調査等費内訳明細書と異なる調査等費内訳明細書が提出された場合

(3) 記載すべき事項に誤りがある場合

- イ) 発注件名に誤りがある場合
- ロ) 金額の桁数が異なる等誤りが明らかな場合
- ハ) 調査等費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合

(4) その他調査等費内訳明細書に著しい不備がある場合

3. イメージ図



以 上